

四日市市の財務諸表
(平成26年度決算)

◇新地方公会計制度の概要

地方の資産・債務改革の一環として、「新地方公会計制度」の整備が位置づけられ、平成21年度に財務諸表を作成し公表する努力義務が課せられました。

◇四日市市の取り組み

- 1 この財務諸表の作成にあたって総務省からは、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の二種類の作成方式が示されました。四日市市では、作成された財務諸表の信頼性・検証可能性などを考慮して検討した結果、「基準モデル」により財務諸表を作成することに決定しました。
- 2 基準モデルで財務諸表を作成することにより、四日市市が所有する全ての資産と債務が把握できるほか、現役世代の負担、将来世代の負担の状況などを明確に示すことが可能になります。
- 3 作成した財務諸表は、資産・債務改革、市民の皆様への分かりやすい財政状況の説明などに活用することができます。
- 4 今年度は、平成26年度決算に基づく財務諸表を作成しました。
- 5 今後も継続して基準モデルにて財務諸表を作成することにより、経年的に財政分析のツールとすることが可能となります。

◇新地方公会計制度における財務諸表とは

民間企業における会計の考え方（発生主義・複式簿記）で作成する財務書類は次の4表で、各諸表は以下の内容を表します。

- 1 貸借対照表（B/S） 決算時点における財産の状況
- 2 行政コスト計算書（P/L） 1年間にかかった費用と収益
- 3 純資産変動計算書（NW） 1年間の純資産の変動
- 4 資金収支計算書（C/F） 1年間の資金の流れ

《発生主義・複式簿記（参考）》

収益・費用の対象となる役務の提供などの事実が発生した時点で会計上の取引として認識し、全ての簿記的取引を、「資産」、「負債」、「資本」、「費用」または「収益」のいずれかに属する勘定科目を用いて、借方（左側）と貸方（右側）に同じ金額を記入する「仕訳」と呼ばれる方法により、記録・計算・整理する方法のことです。

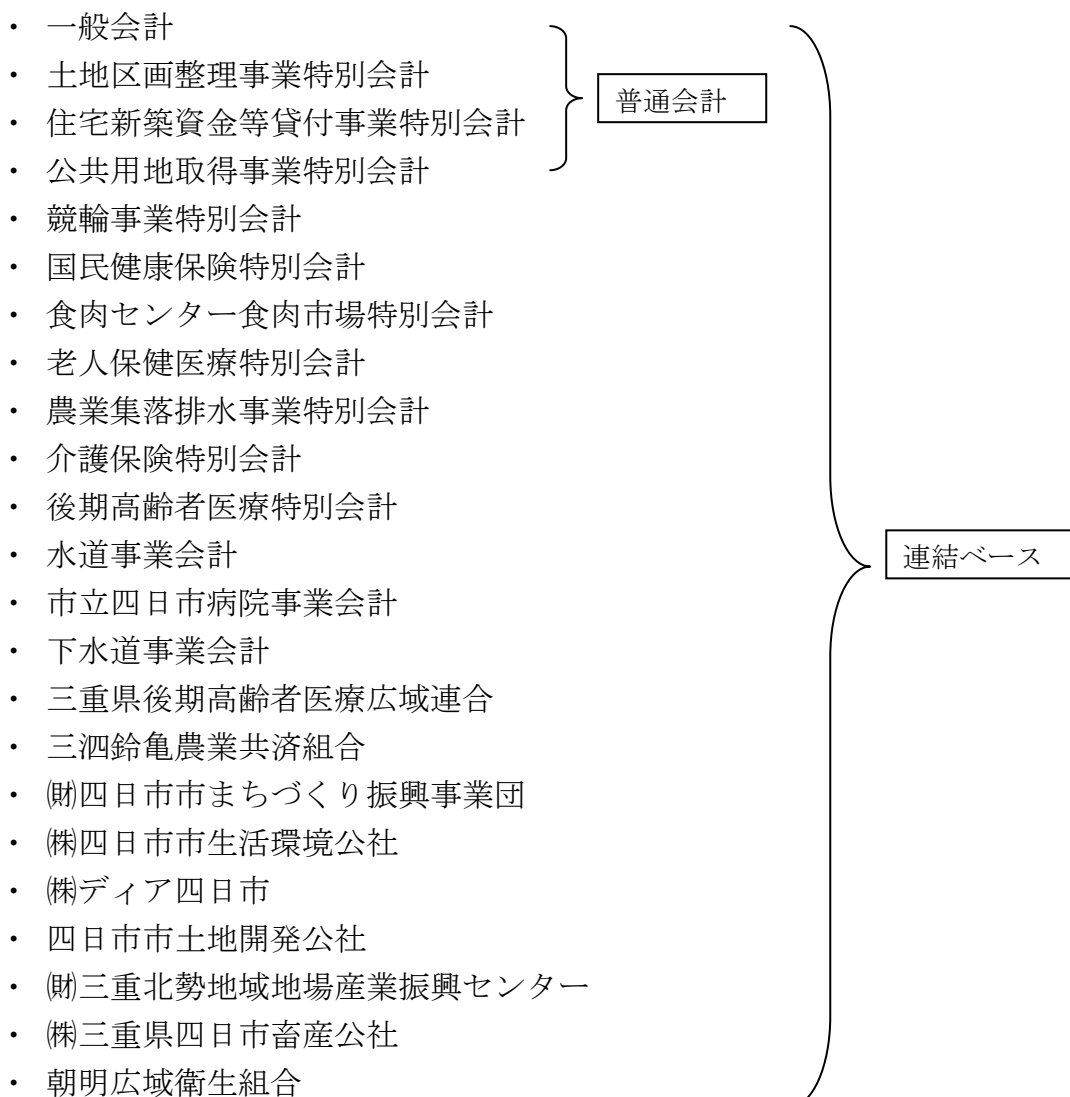
単式簿記では、現金・預金など「お金」の出入りの動きだけしか把握することができませんが、この複式簿記では、お金の動きと同時に行政活動から生み出される「収益」とその「費用」（原価）を計算し、差引の損益（もうけ又は損）

を把握することが可能になります。

なお、今回の新地方公会計制度による財務諸表の作成において、予算の執行方法、歳入歳出決算書の作成方法等は、従来どおりで変更はありません。財務諸表の作成は、予算の執行データの組み替え、歳入歳出決算書の分析などにより行います。

◇対象とする会計の範囲

新地方公会計制度においては、普通会計にとどまらず、水道、病院、下水道の企業会計や一部事務組合、公社などの関連団体も含めて、連結財務諸表を作成することが求められています。四日市市の場合、財務諸表を作成する対象となる会計や関連団体は、以下のとおりです。



なお、普通会計、単体、連結の各財務諸表を作成する際に、一般会計から他の会計への繰出金の支払などの取引は、内部的なものであり、これらの取引を無かったものとするための相殺仕訳と呼ばれる会計処理を行います。

◇作成基準日

作成基準日は、会計年度の最終日である平成27年3月31日としました。なお、平成27年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日まで終了したものとして取り入れられています。

※ 資料内の帳票、説明については、表示単位未満を四捨五入していますので、合計額が一致しない場合があります。

◇作業の概要

1 開始貸借対照表の作成

開始貸借対照表とは、導入初年度の期首における貸借対照表のことで、今後、新地方公会計制度に基づく財務諸表を作成する上での出発点となるものです。

四日市市では、平成19年度末現在で、市が保有する全ての資産及び負債について、既存の財産台帳などをもとに洗い出しを行い、総務省新地方公会計制度実務研究会報告書（以下、「総務省報告書」という。）に沿って、次の手順により公正価値で開始時評価額を算出し、開始貸借対照表を作成しました。

なお、既に貸借対照表を作成している、病院、水道、下水道の各企業会計などは、基準モデルの勘定科目に組み替えて開始貸借対照表を作成しました。

総務省報告書の基準により、非金融資産については、事業用資産とインフラ資産に区分して計上しました。

ア 事業用資産

具体的には、庁舎、図書館、公営住宅などです。資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産です。

イ インフラ資産

具体的には、道路、公園、公衆衛生施設などが該当します。これらは、住民の社会生活の基盤となっているもので、一般的に売却することが不可能な資産です。

2 平成26年度財務諸表の作成

次のような手順で、平成26年度財務諸表の作成を行いました。

(1) 一般会計などの財務諸表の作成

① 歳入歳出伝票データをもとに、複式仕訳に変換

- ② 固定資産、金融資産などの異動情報の整理、減価償却費計算などの決算整理仕訳を作成
 - ③ 会計ごとの財務諸表を作成
 - ④ 会計同士の内部取引を相殺
 - ⑤財務諸表を作成
- (2) その他の会計にかかる財務諸表の作成
- ① 水道、病院、土地開発公社の各会計決算書類の基準モデルへの組替により、各会計の財務諸表を作成
 - ② 連結内の取引を相殺
 - ③ 連結財務諸表を作成

※地方公営企業の会計基準見直し

会計基準の見直しに伴い、企業会計においては、減価償却が必要な固定資産に充てた国等からの補助金について、長期前受金として負債に計上することになりました。これにより、財務諸表の表示上、資本が減少し負債が増加することになります。

平成26年度の財務諸表については、貸借対照表と純資産変動計算書に会計基準の見直しの影響が反映されています。

◇財務諸表

1 貸借対照表 (B/S)

(1) 概要

地方公共団体の決算書は、1年間にどのような収入があり、何にいくら使ったのかを明らかにするものです。しかし、現在どれだけの資産があり、どれだけの負債があるのかといったストック情報が分かりにくいものとなっています。

そこで、貸借対照表を作成し、これまでに取得した土地や建物などの資産の状況とその資産を形成するための財源がどのように調達されたのかを明らかにします。この貸借対照表では、左側(借方)に市が保有している土地・建物・預金などの「資産」を示し、右側(貸方)にその資産の調達原資で、将来世代が負担し今後返済が必要となる「負債」と、従来からの市の活動によって獲得された余剰の蓄積残高、つまり、これまでの世代が既に負担し返済の必要のない「純資産」が会計年度の最終日においていくらあるのかが示されます。

※ 貸借対照表は別名「バランスシート（B/S）」とも呼ばれ、次の等式が成り立ちます。

$$A \text{ 資産} = B \text{ 負債} + C \text{ 純資産}$$

（2）主な項目の説明

A 資産

学校、公園、道路など将来に引継ぐ社会資本及び投資、基金などの将来現金化が可能な財産

a 金融資産

資金、基金など比較的短期間に現金化が可能なもの及び出資金、貸付金などの債権

b 非金融資産

土地、建物、物品などのいわゆる固定資産や地上権などの無形固定資産

B 負債

市債や退職給付引当金など将来の負担となるもの

a 流動負債

翌年度に支払いや返済が行われる市債、未払金などの負債

b 非流動負債

翌々年度以降に支払いや返済が行われる市債、退職給付引当金などの負債

C 純資産

従来からの市の活動により得られた余剰（または欠損）の蓄積残高。市税や国県補助金などにより、過去の世代が負担した将来返済しなくてよい正味の財産

（3）主な勘定科目の説明

i 未収金

決算時点において収入されているべき債権が収入されずに残っているものをいい、税及び使用料、手数料などの未納分がこれにあたります。

ii 投資

出資金や基金を計上しています。

iii 公債（短期）

市の主な借金である市債を、翌年度償還額（流動負債）と、それ以降に償還する額（非流動負債）に区分して計上しています。

iv 退職給付引当金

今年度末において、在職中の職員が全員退職すると仮定した場合の退職

金額のことです。これは、将来支払うこととなる退職手当のうち、既に労働提供が行われている部分については、今年度末に既に債務として発生していると考ええるため、負債として計上されます。

2 行政コスト計算書（P/L）

（1）概要

行政コスト計算書とは、民間の損益計算書にあたるもので、当期中の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを、「人件費」、「物件費」、「経費」、「業務関連費用」、「移転支出」に区分して表示し、その行政サービスに対する使用料や手数料などの受益者負担額を「経常収益」として表示したものです。基本的に、手数料などの自己収入は額が少ないため、行政コスト計算書は、事実上、当年度の行政に要した経常費用の一覧表の意味を持っています。

なお、収入のうち、税金、国県支出金などについては、新地方公会計制度では、純資産変動計算書の「財源」として計上することとなっているため、行政コスト計算書の収益としては計上されません。

（2）主な項目の説明

A 経常費用

a 人件費

職員給与や議員報酬、退職給付費用（今年度に退職給付引当金を繰り入れた額）など

b 物件費

消耗品の購入、施設などの維持補修にかかる経費や減価償却費（事業用資産の経年劣化に伴う減少額）など

c 経費

委託料や旅費、使用料、手数料、賃借料など

d 業務関連費用

市債の償還利子など

e 移転支出

他会計への繰出金（連結時には相殺されます）や市民・団体への補助金、児童手当及び子ども手当、生活保護などの扶助費など

B 経常収益

使用料及び手数料、財産貸付収入など

(3) 主な勘定科目の説明

i 補助金等移転支出

一部事務組合負担金、各団体への運営費負担金、など

ii 社会保障関係費等移転支出

生活保護費などの扶助費

3 純資産変動計算書 (NW)

(1) 概要

貸借対照表「純資産の部」の当期中の変動要因、変動額を、「財源の変動」、「資産形成充当財源の変動」、「その他の純資産の変動」に区分して表示したものです。

A 前期末残高 (=前期末貸借対照表純資産の額)

B 当期変動額合計 (a + b + c)

a 財源の変動 (イーア)

ア 財源の使途

イ 財源の調達

b 資産形成充当財源の変動 (ア+イ+ウ)

ア 固定資産の変動

イ 長期金融資産の変動

ウ 評価・換算差額等の変動

c その他純資産の変動

C 当期末残高 (A + B =当期末貸借対照表純資産の額)

(2) 主な項目の説明

a 財源の変動

行政コスト計算書に計上される「経常収益」を除く、その他の収入を「財源」としてとらえ、その流出入を表します。

ア 財源の使途

市税や地方交付税、国県補助金などの財源をどのように使ったかを表します。

イ 財源の調達

財源をどのような収入で調達したかを表します。

b 資産形成充当財源の変動

財源を将来世代も利用可能な固定資産、長期金融資産にどの程度使った

かを表します。

ア 固定資産の変動

当期中に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化などに伴う減少額を表します。

イ 長期金融資産の変動

基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当期中の増加と減少を表します。

ウ 評価・換算差額等の変動

当期中に発生した、固定資産や金融資産の評価益や評価損を表します。

c その他の純資産の変動

上記 a、b 以外の要因による変動を表します。

(3) 主な勘定科目の説明

i 純経常行政コスト

行政コスト計算書で計算した、純行政コストが計上されます。

ii 補助金等移転収入

地方特例交付金、地方交付税、国県補助金、寄附金など

iii 減価償却費・直接資本減耗相当額

時の経過と共に資産価値が減少する減価償却対象資産の今年度中の資産減少額の中で、インフラ資産は直接資本減耗、事業用資産は減価償却費としてそれぞれ計上されます。

4 資金収支計算書 (C/F)

(1) 概要

資金収支計算書は、単年度の収支のみをあらわし、資金ベース（歳計外含む）で1年間の資金の増減を、「経常的収支」、「資本的収支」、「財務的収支」に区分し残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを示したものです。なお、期首、期末の各資金残高は、それぞれ前期末、当期末の貸借対照表に計上された資金の額と一致します。

A 期首資金残高（＝前期末貸借対照表資金の額）

B 当期資金収支額 (a + b + c)

a 経常的収支 (イーア)

ア 経常的支出

イ 経常的収入

b 資本的収支（イーア）

ア 資本的支出

イ 資本的収入

c 財務的収支（イーア）

ア 財務的支出

イ 財務的収入

C 期末資金残高（A + B = 当期末貸借対照表資金の額）

(2) 主な項目の説明

a 経常的収支

行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの

ア 経常的支出

人件費、委託料、生活保護費など

イ 経常的収入

租税収入、使用料収入、国県補助金など

b 資本的収支

学校、公園、道路などの資産形成や投資、貸付金などの収入、支出など

ア 資本的支出

固定資産を取得するための支出（工事請負費、公有財産購入費など）、
貸付金、基金積立金など

イ 資本的収入

固定資産売却収入、貸付金の返還金、基金繰入金など

c 財務的収支

市の負債に関わる資金収支。市債、借入金などの収入、支出など

ア 財務的支出

市債、借入金の償還支出など

イ 財務的収入

市債、借入金の借入収入など

(3) 主な勘定科目の説明

i 経常業務費用支出

人件費、委託料などの経常的な費用支出

ii 移転支出

一部事務組合負担金、各団体への運営費負担金、生活保護費などの扶助
費など

iii 経常業務収益収入

使用料、財産貸付収入、利子収入など